

【ポータルメッセージ施行】

ス 第 441 号

令和2年11月17日

各県立学校長殿

教 育 長

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底について（通知）

令和2年11月13日付けス号外により、新型コロナウイルス感染症の対策徹底等を通知したところではありましたが、本日、県立学校においてクラスターの発生が確認されました。

県内の感染者数の増加に伴い、学校の感染報告が増えています。改めて、文部科学省の衛生管理マニュアル及び各通知を確認し、校内教育活動における感染防止対策の徹底を図るようお願いします。

担 当：学校保健給食班 大宮司

T E L：022-211-3666

F A X：022-211-3796

e-mail：supokeng@pref.miyagi.lg.jp

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底について

(特に徹底すること)

1 「感染源を絶つこと」

- (1) 発熱等や風邪の症状のある場合等には、登校しない。
- (2) 登校時や活動毎に生徒・職員の健康状態を確認する。

2 「感染経路を絶つこと」

- (1) 手洗い、咳エチケットを徹底する。
- (2) マスクを適切に着用する。
 - ・会話する時は、必ずマスクを着用する。
 - ・十分な距離（1 m～2 m）がとれないときは、マスクを着用する。
 - ・マスクを外す際は、手指にウイルス等が付着しないように気をつける。
- (3) 「密閉」「密集」「密接」を回避する。
 - ・授業時等の「密閉」を避ける。※換気を徹底すること。
 - ・登校時や日常生活で「密集」を避ける。
 - ・ソーシャルディスタンスをとり、「密接」を回避する。
- (4) 昼食時は、前後の手洗いを行い、大声を出さずに対面を避ける。
- (5) 通常の清掃で、ポイント絞った清掃・消毒を行なう。

3 「抵抗力を高めること」

- (1) 十分な睡眠
- (2) 適度な運動
- (3) バランスのとれた食事

4 学校外での感染予防行動と家庭の協力

- (1) 家庭における「新しい生活様式」の協力を要請する。
- (2) 各自が、学校外においても、感染予防対策を徹底する。

特に公共交通機関を利用する際は、マスクを着用し、大声での会話は控える。

○新型コロナウイルス感染症の誹謗中傷等の防止の啓発についても、併せて教育活動内で実践されますようにお願いします。